

沖縄県 B 型 C 型肝炎対策制度

無料検査（保健所）

過去に B 型 C 型肝炎ウイルス検査を受けたことがない方は、検査を**無料**で受けることができます

陽性の方

お問い合わせ先

北部保健所	0 9 8 0 - 5 2 - 5 2 1 9
中部保健所	0 9 8 - 9 3 8 - 9 7 0 1
南部保健所	0 9 8 - 8 8 9 - 6 5 9 1
宮古保健所	0 9 8 0 - 7 3 - 5 0 7 4
八重山保健所	0 9 8 0 - 8 2 - 4 8 9 1
那覇市保健所	0 9 8 - 8 5 3 - 7 9 7 1



検査費用の助成（医療機関）

肝炎の検査を受けた方で B 型 C 型肝炎ウイルスに感染している可能性のある方は、詳しい検査を**無料**又は**一部負担**で受けることができます（陰性の方は対象外となります）

肝炎の治療を行う方

✓ 初回精密検査（1回のみ）

内容：対象者は医療機関での検査費用の全額補助を受けられる
（一部対象外経費はありますが、**実質無料**で精密検査ができる）

対象者：①沖縄県内に住所を有する
②保健所、市町村が行うフォローアップに同意する
③被保険者もしくは被扶養者（保険者証所持）
④保健所での検査又は市町村健康診断での検査で陽性と判定された者
（医療機関にて自費で事前に検査を受けた方は対象外となります）

✓ 定期検査（年度2回）

内容：対象者は医療機関での検査費用の**全額**又は**一部補助**を受けられる

対象者：○上記の①～③
○肝炎ウイルス起因の慢性肝炎・肝硬変・肝がんの患者
○非課税世帯もしくは世帯全員の市町村民税所得割合算額 235,000円未満
○肝炎治療費用の助成を受けていない

肝炎治療費用の助成

B 型 C 型肝炎の治療を行う方は、**月額 1 万円**または**2 万円**で治療することができます

肝がん等の診断を受けた方

内容：B 型 C 型慢性肝炎・肝硬変の者に対して、医療費を助成する

対象者：① B 型・C 型肝炎の治療を行っている（以下の治療が対象）
「核酸アナログ製剤治療」「インターフェロン治療」「インターフェロン治療」
②住民票を沖縄県内に有する
③被保険者もしくは被扶養者（保険者証所持）
④保険適用の抗ウイルス治療を行っている方（保険適用のある治療が対象）

肝がん等治療費用の助成 ※入院関係医療に限る

肝がん・重度肝硬変と診断されて入院治療を受けている方で、直近の 1 年間で「肝がん・重度肝硬変の入院関係医療費の自己負担額が高額療養費の限度額を超えた月」すでに 3 ヶ月以上あると、4 ヶ月目の支払から助成制度（**月額 1 万円**で治療可能）の対象になります。

→ 詳しいことは、各保健所までお問い合わせください。 沖縄県地域保健課 098-866-2215